

横浜市地域防災活動奨励助成金交付要綱

制 定 平成 8 年 4 月 1 日

最近改正 平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、各区の震災時避難場所を単位に結成された地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）及び地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及び平時避難訓練その他の活動の運営を円滑に行うために、区長が助成金を交付する際に必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 地域防災活動奨励助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 運営委員会 震災時避難場所である小中学校を拠点として、平時及び災害時に自主的な活動を行うため、避難区域の住民を主体に、行政及び学校関係者を含めて構成する団体をいう。
- (2) 協議会 区内の運営委員会相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって区内の防災力の向上に寄与するため、運営委員会の委員長又は委員長の指名する者及び区行政関係者で構成する団体をいう。

(助成金の交付要件)

- 第 3 条 区長は、この要綱の定めるところにより、次の各号に掲げる経費の一部に充てるため助成金を協議会に交付する。
- (1) 協議会が、地域防災拠点に関して、運営委員会が行う打ち合わせ・広報・訓練等、協議会が主に協議会委員等を対象として行う研修等に必要経費
- (2) 協議会が、地域防災拠点に整備された防災資機材等の管理に必要な経費
- 2 前項に定める助成金の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(助成金の交付基準)

- 第 4 条 助成金の基準額は、区毎に、地域防災拠点の数に 12 万円を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定に拘わらず、年度途中で運営委員会が新たに発足する場合の助成金の基準額は、次の各号に定める額とする。
- (1) 運営委員会設立後、年度内の運営委員会の活動期間が 9 か月以上の場合は、12 万円とする。
- (2) 運営委員会設立後、年度内の運営委員会の活動期間が 6 か月以上 9 か月未満の場合は 9 万円とする。
- (3) 運営委員会設立後、年度内の運営委員会の活動期間が 3 か月以上 6 か月未満の場合は 7 万円とする。
- (4) 運営委員会設立後、年度内の運営委員会の活動期間が 3 か月未満の場合は 2 万円とする。

(手続及び必要書類)

- 第 5 条 協議会は、助成金を受けようとするときは、次の各号に定める書類を区長に提出しなければならない。
- (1) 交付申請のときに提出する書類

- ア 助成金交付申請書（第 1 号様式）
- イ 事業計画書（第 2 号様式）
- ウ 予算書（第 3 号様式）
- (2) 事業年度終了後提出する書類
 - ア 事業完了報告書（第 4 号様式）
 - イ 決算書（第 5 号様式）
 - ウ 監査報告書写し（第 6 号様式）
 - エ 各地域防災拠点運営委員会の事業報告書（第 4 号様式準用）
 - オ 各地域防災拠点運営委員会の収支を証する書類の写し

（交付の決定）

第 6 条 区長は、申請書を受理したときは、内容を審査のうえ承認したものについて、協議会に助成金交付決定通知書（第 7 号様式）を送付する。

（助成金の請求）

第 7 条 助成金の交付決定を受けた協議会は、「地域防災活動奨励助成金請求書（第 8 号様式。以下「請求書」という。）を区長へ提出しなければならない。

（支出方法）

第 8 条 助成金は、原則として、協議会に対し預金口座の方法によるものとする。

（関係書類の整備）

第 9 条 協議会は、交付を受ける助成金について、必ず収支を証する書類を整えなければならない。
2 協議会及び運営委員会は補助金規則第 26 条の規定により、収支を証する書類を毎事業年度終了後 5 年間保存することとし、区長が必要とするときは、いつでも閲覧できるよう整えておかなければならない。

（実施報告）

第 10 条 助成金の交付を受けた協議会の代表者は、当該事業年度終了後速やかに、第 5 条第 2 号に定める書類を区長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 11 条 補助金規則第 15 条の規定による助成金の額の確定は、地域防災活動奨励助成金額確定通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

（助成金の返還）

第 12 条 区長は、第 11 条により助成金の額が確定した場合において、交付した助成金に余剰金があると認められるとき又は補助金規則第 19 条の規定により、助成金の交付の決定を取消した場合には、地域防災活動奨励助成金返還請求書（第 9 号様式。以下「返還請求書」という。）をもって、協議会に対して助成金の返還を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 9 条第 2 項、第 11 条及び第 12 条の規定については、平成 24 年度の補助金に係る事務から適用する。